

平成29年度第11回山口市農業委員会農地部会議事録

- 1 日 時 平成30年2月21日（水）午前9時30分～午前10時45分
- 2 場 所 山口市役所（山口総合支所） 会議室棟2階 A会議室
- 3 出席者
 - （1）出席委員（20名中19名：農地部会委員18名及び会長1名）
木原 義則、小野 基之、中川 恵美子、片山 潤之、藤村 守、
海地 博志、藤原 敏郎、勝本 紘、渡邊 輝男、恒富 竹司、
長尾 進、藏重 秀雄、永松 之生、佐々木 慶市、綾城 初江
田戸 洋志、中村 敏、山根 伊都子、安田 敏男
 - （2）欠席委員（1名）
金子 哲昌
 - （3）事務局
末貞局長・山根副参事・開地副主幹・浦部
 - （4）会議傍聴人
なし
- 4 会議
 - （1）議事録署名委員指名
 - （2）議案審議
 - （3）その他連絡事項

木原部会長

皆様、おはようございます。

ただいまから平成29年度第11回山口市農業委員会農地部会を開会いたします。

本日は在任委員数19名中、出席委員数18名、欠席委員1名、在任委員の過半数を超えておりますので、本日の会議は成立しております。

まず、本会議の議事録署名委員に、川西地区の渡邊 輝男委員と恒冨 竹司委員を指名します。

よろしくお願いします。

それでは、議事に入ります。

本日の審議は、農地法に係る3条・4条・5条、農地転用事業計画変更承認申請、国有農地売払の審議、農用地利用集積計画の審議、農用地利用配分計画に対する意見聴取について、農用地区域の変更の審議、平成30年度山口市農業委員会事業計画（案）について、現況証明及び新体制の農業委員会の運営についてです。

審議後は、農地法関係の届出等の状況、転用意見聴取事案に対するに対する答申となっております。

それでは、農地法第3条に係る申請についての審議を始めます。

事務局より議案説明をお願いします。

事務局開地

それでは1ページをお開きください。

合わせて、参考位置図1ページをお開きください。

議案第1号、黒川です。

申請地は、平川地域交流センターから南西へ790mに位置する公共施設に比較的近い距離にあり規則第45条第2号ただし書きに該当する第2種農地です。

申請人は、市内に居住する、農業兼会社員です。

自宅に近い申請地を取得し、農業経営の安定を図るものです。

取得後の経営規模は、187アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第2号、陶です。

申請地は、陶地域交流センターから南へ120mに位置する都市計画法の規定による用途が定められた地域内にある第3種農地です。以下、都市計画

法による用途地域につきましては、単に用途地域内にある第3種農地と説明させていただきます。

申請人は市内に居住し、農業を営む者です。

後継者として贈与を受け、農業経営の安定を図るものです。

取得後の経営規模は112アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第3号、鑄銭司です。

申請地は、山口南インターチェンジから南へ1.7kmに位置する農用地区域内の農地です。

申請人は市内に居住し、農業を営む者です。

農地売買等事業を利用し、農業経営の安定を図るものです。

取得後の経営規模は261アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第4号、名田島です。

申請地は、名田島地域交流センターから北西へ680mに位置する公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は市内に居住し、農業を営む者です。

譲渡人の要望により、申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は1,061アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第5号、嘉川です。

申請地は、嘉川地域交流センターから北西へ240mに位置する、公共施設から近距離の地域内にある、第3種農地です。

申請人は市内に居住し、農業を営む者です。

申請地を取得して農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は、72アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第6号、深溝です。

申請地は、JR深溝駅から東へ145mに位置する、公共施設から近距離の地域内にある、第3種農地です。

申請人は市内に居住し、農業を営む者です。

申請地を取得して農業経営の拡大を図るものです。

事務局開地

取得後の経営規模は、78アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

なお、貸付地は地域の担い手である農地所有適格法人に貸し付けているもので「自ら耕作しないことにつき、特段の事由もなく貸し付けた農地」に該当しません。

議案第7号から第8号および議案第10号から第13号は関連があるので、一緒に説明いたします。

議案第7号、第8号、佐山です。

申請地は、佐山地域交流センターから北西へ970mから1.0kmに位置する、農用地区域内の農地です。

議案第10号、阿知須です。

申請地は、阿知須総合支所から北西へ840m及びJR本由良駅から南へ960mに位置する、農用地区域内の農地です。

議案第11号、阿知須です。

申請地は、JR本由良駅から南へ1.0kmに位置する、農用地区域内の農地です。

議案第12号、阿知須です。

申請地は、JR周防佐山駅から南へ640mに位置する、農用地区域内の農地です。

議案第13号、阿知須です。

申請地は、JR阿知須駅から西へ2.6kmに位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は、宇部市内に居住し、農業兼土木建設業を営む者です

申請地を取得して農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は、472アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

なお、貸付地は地域の担い手である農地所有適格法人に貸し付けているもので「自ら耕作しないことにつき、特段の事由もなく貸し付けた農地」に該当しません。

事務局開地

議案第 9 号、佐山です。

申請地は、J R 周防佐山駅から北東へ 9 4 0 m に位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は市内に居住し、農業を営む者です。

自宅に隣接している申請地を取得して農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は、5 6 アールとなり、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

なお、貸付地は地域の担い手である農地所有適格法人に貸し付けているもので「自ら耕作しないことにつき、特段の事由もなく貸し付けた農地」に該当しません。

議案第 1 4 号、阿東徳佐下です。

申請地は、J R 鍋倉駅から北東へ 1 . 0 k m に位置する農用地区域内の農地です。

申請人は、萩市内に居住し、農業兼加工食品製造販売業を営む者です。自己所有農地に隣接する申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は、5 9 アールとなり、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

以上で農地法第 3 条の全議案の説明を終了します。

御審議よろしく願いいたします。

木原部会長

ただいま事務局から議案説明がありました。

これらの議案は、担当委員による現地調査及び担当地区協議会での事前審議を経て、農地部会に提出されております。担当地区協議会の委員の方は、補足説明がありましたらお願いします。

それでは議案審議に入ります。

委員の皆さんの意見を求めます。御意見等はありませんか。

海地委員

議案第 1 号、黒川の議案ですが売買価格について補足説明をお願いします。

中村委員

これは黒川の西京高校近くの農地ですが譲受人の家の近くにあり通作等利便性もあり取得して農業経営を拡大していきたいということで、この金額はお互いの合意の基で、今後も農地を適正に維持管理し活用していくことか

中村委員	ら問題はないと思います。
海地委員	農地として適正に管理するのなら良いが転売目的であれば問題がある。陶で自分の兄弟の農地を借りて、その後、転売したケースがあった。
中村委員	この位置図を見てもらえばわかりますように、今すぐ宅地として売買というのは道もないので難しいです。
海地委員	了解しました。
木原部会長	他に意見はありますか。
長尾委員	議案第7号から8号、10号から13号についてですが、譲受人は宇部で地元でも田を作っています。阿知須でも高齢で営農が出来ない人など、あちこち口利きがあって今回の話となりました。草刈等も自分が経営する会社の従業員に協力してもらい対応するそうです。
木原部会長	他に意見はありますか。
	【意見なし】
木原部会長	特に意見がないようですので、以上で農地法第3条申請についての議案審議を終わります。 それでは採決に入ります。 ただいま審議しました農地法第3条に係る議案第1号から議案第14号について一括で採決を行います。 農地法第3条に係る申請について、許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	【委員挙手（多数）】
木原部会長	挙手多数と認め、ただいま審議しました農地法第3条に係る申請については、全て許可といたします。それでは次に、農地法第4条に係る申請についての審議を始めます。事務局より議案説明をお願いします。
事務局開地	それでは10ページをご覧ください。

事務局開地

合わせて、参考位置図 15 ページをお開きください。

議案第 15 号、桜畠六丁目です。

申請地は、J R 宮野駅から北へ 570 m に位置する用途地域内にある第 3 種農地です。

申請人は、市内に居住する無職の者です。

不動産会社からの要望で事務所と駐車場を整備して貸すものです。

議案第 16 号、陶です。

申請地は、陶地域交流センターから北東へ 340 m に位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住する農業兼会社役員です。

申請地の近くの農地で、オリーブ栽培を行うが、車両等や材料を置く場所が必要なため、一時的に転用するものです。

なお、この事案につきましては農用地区域内の農地ですが、一時的な転用であって、かつ当該利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であり、農地法施行令第 4 条第 1 項第 1 号に該当し、許可の対象となるものです。

また一時転用ですので、申請人からは平成 32 年 2 月 29 日までに現状を回復する旨の誓約書が提出されています。

以上の農地法第 4 条に係る全議案につきましては、議案書及びただいま御説明しましたとおり、農地法第 4 条第 6 項第 1 号の立地基準に適合しており、また、同第 2 号、第 3 号及び第 4 号の一般基準においても、代替地、資力・権利関係からの計画の妥当性・実現性、及び周辺農業に係る営農条件への影響などを確認したところ問題が無いため、許可要件の全てを満たしているものでございます。御審議よろしくお願いいたします。

木原部会長

ただいま事務局から議案説明がありました。

この議案は、担当委員による現地調査及び担当地区協議会での事前審議を経て、農地部会に提出されております。

担当地区協議会の委員の方は、補足説明がありましたらお願いします。

それでは議案審議に入ります。

委員の皆さんの意見を求めます。御意見等はありませんか。

【意見なし】

木原部会長

特に意見がないようですので、以上で農地法第4条申請についての議案審議を終わります。

続きまして、議案第15号から議案第16号について、一括で採決を行います。

農地法第4条に係る申請について、許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

木原部会長

挙手多数と認め、ただいま審議しました農地法第4条に係る申請については、山口県農業委員会ネットワーク機構の意見聴取を行い、「適当と認める」との回答をもって許可といたします。

それでは、次に、農地法第5条に係る申請についての審議を始めます。事務局より議案説明をお願いします。

事務局開地

それでは、12ページをご覧ください。

合わせて、参考位置図17ページをお開きください。

議案第17号、仁保中郷です。

申請地は、仁保地域交流センターから東へ1.3kmに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は市内に居住する会社員です。

現在、親と同居しているが子供の成長に伴い手狭なため、実家に隣接する申請地を取得し自己用住宅を建設するものです。

議案第18号、仁保下郷です。

申請地は、仁保地域交流センターから南西へ4kmに位置する、集団的に存在する第1種農地です。

申請人は市内に居住する会社員です。

現在、借家住まいであるが、子供の成長に伴い手狭なため、実家に隣接する申請地を借り受け、自己用住宅を建設するものです。

なお、この事案につきましては、第1種農地を対象とする農地転用ですが、住宅で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第4号に該当し、許可の対象となるものです。

議案第19号、下小鯖です。

申請地は、山口インターチェンジから南西へ1.7kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、柳井市内に居住する無職の者です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し売電事業の拡大を図るものです。

議案第20号、下小鯖です。

申請地は、山口インターチェンジから南西へ1.7kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、申請人は、柳井市内に居住する無職の者です。

太陽光発電設備の設置工事に伴い資材を搬入する工事用道路として一時的に借り受けるものです。

なお、一時転用ですので、申請人からは平成30年8月31日までに現状を回復する旨の誓約書が提出されています。

議案第21号、大内千坊五丁目です。

申請地は、大内地域交流センターから南西へ1.3kmに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

近隣の宅地開発に伴い周辺住宅地からの要望で道路の拡幅するものです。

議案第22号、大内氷上四丁目です。

申請地は、大内地域交流センターから北西へ900mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺は、宅地化が進み学校、スーパー、医療関係等が集合し需要が見込めるため宅地分譲するものです。

なお、この事案につきましては、都市計画法の規定による開発許可と同時施行といたします。以下、都市計画法による開発許可と同時施行の場合は、単に開発許可と同時施行と説明させていただきます。

議案第 23 号、宮野上です。

申請地は、宮野地域交流センターから北東へ 1.7 km に位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第 2 種農地です。

申請人は、広島県広島市佐伯区内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を借り受け、売電事業に参入するものです。

議案第 24 号、宮野上です。

申請地は、宮野地域交流センターから北東へ 1.7 km に位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第 2 種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、売電事業に参入するものです。

議案第 25 号、宮野上です。

申請地は、宮野地域交流センターから北東へ 1.7 km に位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第 2 種農地です。

申請人は、宇部市内に居住する会社員です。

日照条件の良い申請地を取得し、売電事業の拡大を図るものです。

議案第 26 号、元町です。

申請地は、JR 湯田温泉駅から北へ 1.2 km に位置する、用途地域内にある第 3 種農地です。

申請人は、下関市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺は交通の便も良く、需要が見込めるため共同住宅を建設するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第 27 号、中尾です。

申請地は、吉敷地域交流センターから北へ 3.6 km に位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第 2 種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、建設業を営む法人です。

受注工事の増加に伴い既存の資材置場が手狭となったため、資材置場を拡張するものです。

議案第 28 号、平井です。

事務局開地

申請地は、平川地域交流センターから北東へ1.2kmに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に居住する公務員です。

申請地は交通の便がよく、立地条件も良いため、自己用住宅を建設するものです。

議案第29号、吉田です。

申請地は、平川地域交流センターから南東へ970mに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住し、建設業を営む者です。

現在使用している資材置場が市に買収されるため、現在の資材置場及び事業所に近い申請地を取得し、資材置場とするものです。

議案第30号、黒川です。

申請地は、平川地域交流センターから南西へ1.3kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、大阪府守口市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺は宅地化が進み、需要が見込めることから建売住宅を建設するものです。

議案第31号、秋穂東です。

申請地は、大海総合センターから南へ1.4kmに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住する会社員です。

閑静な場所で、親の土地を借受けることができたため自己用住宅を建設するものです。

議案第32号、秋穂東です。

申請地は、秋穂総合支所から南へ2.0kmに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、北九州市内に居住する医師です。

日照条件の良い申請地を譲り受け、売電事業に参入するものです。

議案第33号、秋穂東です。

事務局開地

申請地は、秋穂総合支所から南へ2.0 kmに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住する土木工事業を営むものです。

土木工事業の下請をしているが、開業に伴い、元請として事業展開するため資材置場を整備するものです。

議案第34号、嘉川です。

申請地は、JR上嘉川駅から北東へ890 mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、長崎県佐世保市内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、売電事業の拡大を図るものです。

議案第35号、嘉川です。

申請地は、JR上嘉川駅から北東へ1.2 kmに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に居住する、会社員です。

現在借家住まいで、子供の成長にともない手狭なため、申請地に自己用住宅を建設するものです。

議案第36号、嘉川です。

申請地は、JR上嘉川駅から北西へ600 mに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住し、不動産賃貸業を営む者です。

近隣にある自己所有アパートの駐車場が不足しており、空室率を下げるため駐車場として整備するものです。

議案第37号、江崎です。

申請地は、JR嘉川駅から南西へ1.2 kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住する、会社員です。

日照条件の良い申請地を借り受け、売電事業に参入するものです。

議案第38号、江崎です。

申請地は、嘉川地域交流センターから南西へ880 mに位置する、公共投資

事務局開地

の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、広島県広島市内に居住し、太陽光発電事業を営む者です。

日照条件の良い申請地を取得し、売電事業の拡大を図るものです。

議案第39号、江崎です。

申請地は、JR嘉川駅から南西へ1.4kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、広島県東広島市内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、売電事業の拡大を図るものです。

議案第40号、佐山です。

申請地は、JR本由良駅から南西へ300mに位置する、公共施設から近距離の地域内にある、第3種農地です。

申請人は、宇部市内に居住する、看護師です。

日照条件の良い申請地に地上権を設定し、太陽光発電事業に参入するものです。

議案第41号、小郡上郷です。

申請地は、小郡インターチェンジから北西へ340mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に居住する、会社役員です。

周辺は宅地化が進み、交通の便も良く、需要が見込めるため、共同住宅を建設するものです。

議案第42号、小郡下郷です。

申請地は、JR新山口駅から南西へ770mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、島根県鹿足郡津和野町内に居住し、アパート経営を営む者です。

周辺は宅地化が進み、交通の便も良く、需要が見込めるため、共同住宅を建設するものです。

議案第43号、阿知須です。

申請地は、JR阿知須駅から北西へ730mに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

事務局開地

申請人は、市内に居住する会社員です。

祖母の面倒を見るため、親所有の祖母宅隣接地を借り受け、自己用住宅を建設するものです。

議案第44号、阿知須です。

申請地は、JR阿知須駅から南東へ820mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に居住する公務員です。

現在借家住まいで、子供の成長にともない手狭なため、申請地に自己用住宅を建設するものです。

以上の農地法第5条の全議案につきましては、議案書及び只今御説明しましたとおり、農地法第5条第2項第1号の立地基準に適合しており、また、同第2号、第3号及び第4号の一般基準においても、代替地、資力・権利関係からの計画の妥当性・実現性、及び周辺農業に係る営農条件への影響などを確認したところ問題が無いため、許可要件の全てを満たしているものでございます。

御審議よろしくお願いいたします。

木原部会長

ただいま事務局から議案説明がありました。

これらの議案は、担当委員による現地調査及び地区協議会での事前審査を経て、農地部会に提出されております。

担当地区協議会の委員の方は、補足説明がありましたらお願いします。それでは議案審議に入ります。

委員の皆さんの意見を求めます。御意見等はありませんか。

【意見なし】

木原部会長

特に意見がないようですので、以上で農地法第5条申請についての議案審議を終わります。

それでは、採決に入ります。

ただいま審議しました農地法第5条に係る申請について、議案第17号から議案第44号について、一括で採決を行います。

農地法第5条に係る申請について、全て許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

木原部会長

挙手多数と認め、ただいま審議しました農地法第5条に係る申請については、山口県農業委員会ネットワーク機構の意見聴取を行い、「適当と認める」との回答をもって許可といたします。

次に、事業計画変更に係る申請についての審議を始めます。
事務局より説明をお願いします。

事務局開地

それでは、26ページをご覧ください。
合わせて参考位置図42ページをお開きください。

議案第45号、平井事業計画変更です。

申請地は、JR湯田温泉駅から南東へ760mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に居住する無職の者です。

平成29年9月28日付けで、共同住宅建設を目的とした農地法第5条の許可を受け、2筆の農地を転用する予定であったが、申請地に隣接する宅地を購入したため1筆は転用不要となり、転用面積及び事業実施面積を変更するものです。

事務局開地

以上の事業計画変更の議案につきましては、議案書及び只今御説明しましたとおり、農地法において、立地基準に適合しており、また、一般基準においても、代替地、資力・権利関係からの計画の妥当性・実現性、及び周辺農業に係る営農条件への影響などを確認したところ問題がないため、許可要件の全てを満たしているものでございます。

御審議よろしく願いいたします。

木原部会長

ただいま事務局から議案説明がありました。

この議案は、先日、担当地区協議会において審議に付され、議案審査票において、立地許可基準および一般許可基準にもとづく現地調査および議案審査を過て、農地部会に提出されております。

担当地区協議会の委員の方は、補足説明がありましたらお願いします。

それでは議案審議に入ります。

木原部会長

委員の皆さんの意見を求めます。御意見等はありませんか。

【意見なし】

特に意見がないようですので、以上で事業計画変更に係る申請についての議案審議を終わります。

それでは、採決に入ります。

ただいま審議しました事業計画変更に係る議案第４５号について採決を行います。

事業計画変更について、承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

木原部会長

挙手多数と認め、ただいま審議いたしました、事業計画変更に係る申請について、承認といたします。

それでは次に、国有農地売払いについての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局開地

それでは、２７ページをご覧ください。

合わせて、参考位置図４３ページをお開きください。

議案第４６号、阿東生雲東分です。

申請地は、ＪＲ渡川駅から北西へ３８０ｍに位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

国有農地である申請地は、現在、梨園として耕作している樹園地の中に存在し一体的に利用することで効率的な営農を行い、農業経営の安定を図るものです。

なお、この議案につきましては、農地法の一部を改正する法律（平成２１年法律第５７号）附則第８条第２項の規定に基づき、国有農地の売払いに係る申請者の同法第３条の許可の適否について、中国四国農政局より確認を求められております。ご審議の程よろしくお願いいたします。

木原部会長

ただいま事務局から議案説明がありました。

この議案は先日地区協議会において審議に付され、特に意見なしとの報告

木原部会長	を受けております。 それでは、審議に入ります。 委員の皆さんの意見を求めます。御意見等はありませんか。
中村委員	国有農地の売払いについてですが、平成２９年２月２２日までの回答となっていますが何故ですか。
山根副参事	議案第４６号ですが、文書の作成日が平成３０年となっていますので、中国四国農政局に確認しますが平成３０年２月２２日の誤りであると思われます。（後日、中国四国農政局 農地政策推進課に確認済）
海地委員	そもそも何故、このようなところに国有農地があるのですか。
事務局浦部	議案第４６号について補足説明をいたします。売払いの申請者である方は、現在２５歳で防府市の農業大学を卒業後、阿東篠目の梨組合で２年間の研修を行い、平成２７年度にやまぐち農林振興公社の農地売買あっせん事業を活用し約５０アールの梨園を取得されました。もともとこちらの梨園は山地番で山林等や採草地を切り開いて出来た土地であり、その中に国有農地が存在していたということです。
海地委員	（海地委員了承される。）
木原部会長	他に意見はありますか。 【意見なし】
木原部会長	特に意見がないようですので、以上で国有農地に係る売払申請者の適否についての議案審議を終わります。 それでは、採決に入ります。ただいま審議しました議案第４６号の国有農地の売払いの適について採決を行います。 賛成の方の挙手を求めます。 【委員挙手（多数）】
木原部会長	挙手多数と認め、ただいま審議しました議案第４６号は、国有農地売払いに適するとして国へ回答いたします。

木原部会長	それでは次に、農用地利用集積計画についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。
事務局開地	それでは、２９ページをご覧ください。 農用地利用集積計画について説明いたします。 議案第４７号です。 地区協議会において、協議していただいたとおりで、 合計５８０筆　　９３４，６０５．４㎡でございます。 計画申請の内容は、山口市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているなど農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしております。 御審議よろしく願いいたします。
木原部会長	ただ今事務局から議案説明がありましたが、各委員さんからこのことについて何か御意見等があればお願いします。 【意見なし】
木原部会長	特に意見がないようですので、ただいま審議しました農用地利用集積計画について、採決を行います。 決定とすることに賛成の方の挙手を求めます。 【委員挙手（多数）】 挙手多数と認め、農用地利用集積計画については、計画案のとおり決定し、山口市に回答します。 それでは次に、農用地利用配分計画についての審議を行います。 議案説明を事務局よりお願いします。
事務局開地	それでは、３０ページをご覧ください。 農用地利用配分計画に対する意見聴取について説明いたします。 議案第４８号です。 地区協議会において協議していただいたとおりで、

事務局開地	合計 13 筆、20,115 m²でございます。 計画申請の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。 御審議よろしく願いいたします。
木原部会長	ただ今事務局から議案説明がありましたが、各委員さんからこのことについて何か御意見等があればお願いします。 【意見なし】
木原部会長	特に意見がないようですので、ただいま審議しました農用地利用配分計画について、採決を行います。 「異議なし」と回答とすることに賛成の方の挙手を求めます。 【委員挙手（多数）】
木原部会長	挙手多数と認め、農用地利用配分計画については、計画案のとおり「異議なし」として、山口市に回答します。 それでは次に、農用地区域の変更についての審議を行います。 議案説明を事務局よりお願いします。
事務局開地	それでは、31ページをご覧ください。 議案第49号、農用地区域の変更について説明いたします。 各地区協議会において、審議していただいたとおりで、除外申請が6件、7,701.83 m²、用途変更が2件、771.77 m²でございます。 ご審議よろしく願いいたします。
木原部会長	ただいま事務局から議案説明がありましたが、各委員さんから何か意見等があればお願いします。 【意見なし】
木原部会長	他に意見がないようですので、ただいま審議しました議案第49号の農用地区域の変更について、採決を行います。

木原部会長

異議なしとすることに賛成の方の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

挙手多数と認め、議案第４９号農用地区域の変更については、異議はないものとして決定し、山口市に回答します。

それでは、次に、平成３０年度山口市農業委員会事業計画（案）についての審議を行います。議案説明を事務局よりお願いします。

事務局徳光

それでは、議案第５０号、平成３０年度山口市農業委員会事業計画（案）について説明させていただきます。この計画（案）は４月２６日の総会で最終的に承認してもらうため、本年１月１９日に実施しました山口市農業委員会全員協議会において項目出ししお示しております。そして、これらを２月１３日の農業振興部会において委員の皆様の意見を反映し修正したもので、大項目の事業計画としては、農業委員会組織の充実・強化の各項目、農業委員会活動の推進の各項目となっております。基本方針においては、わが国の農業の現状、山口市の状況、ＴＰＰの状況、種子法の廃止の問題、農協組織改革の問題、また、農業委員会の役割の重要性を掲げています。事業計画においては、農業委員会組織の充実・強化、農業委員会活動の推進となっております。本日、農地部会の委員さんの意見を聞き反映し、その後、運営委員会で審議していただき、４月２６日の総会に諮りたいと考えております。

御審議よろしく願いいたします。

木原部会長

ただいま事務局から議案説明がありましたが、各委員さんから何か意見等があればお願いします。

【意見なし】

特に意見がないようですので、ただいま審議しました議案第５０号の平成３０年度山口市農業委員会事業計画（案）について承認を行います。

承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

木原部会長

挙手多数と認め、議案第５０号の平成３０年度山口市農業委員会事業計画

木原部会長

(案)については、4月26日実施の第1回山口市農業委員会総会に諮ります。

それでは次に、現況証明についての審議を行います。
議案説明を事務局よりお願いします

事務局開地

それでは、41ページをご覧ください。
合わせて、参考位置図44ページをお開きください。

議案第51号、上小鯖です。

登記地目が田の土地3筆、1,062㎡と畑の土地1筆49㎡、合計1,111㎡については、昭和34年頃から耕作を止め原野となり現在に至るものです。

荒廃で面積が500㎡以上ですので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第52号、古熊一丁目です。

登記地目が畑の土地2筆、248㎡については、昭和60年頃、駐車場として造成され、現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第53号、元町です。

登記地目が田の土地1筆、210㎡については、申請地は昭和52年に、周囲の宅地とともに造成され、以降耕作されることなく、現況に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第54号、陶です。

登記地目が田の土地2筆、173㎡については、申請地は、昭和52年頃に物置き及び車庫を建てる為の敷地として利用され、現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

事務局開地

議案第55号、秋穂二島です。

事務局開地

登記地目が畑の土地1筆、419㎡については、申請地は、昭和63年頃に自己用住宅を増築する際の敷地及び庭として利用され、現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第56号、江崎です。

登記地目が畑の土地1筆、7.68㎡については、昭和57年頃から道路の一部として利用され、現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過していますので、本日の会議にお諮りするものです。

現況証明については以上です。御審議よろしくお願いいたします。

木原部会長

ただ今事務局から議案説明がありましたが、各委員さんから何か御意見等があればお願いします。

【意見なし】

木原部会長

それでは、特に意見がないようですので議案第51号から議案第56号の現況証明について証明書を発行することに異議なしとする方の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

挙手多数と認め、現況証明につきましては発行することといたします。

それでは、次に、新体制の農業委員会の運営についての審議を行います。議案説明を事務局よりお願いします。

事務局徳光

それでは、43ページをご覧ください。

議案第57号、新体制後の農業委員会の運営について説明させていただきます。1月19日の全員協議会でもお示ししております。新体制後8月から農業委員と農地利用最適化推進員と事務局とで農業委員会を運営しますが、2月13日の農業振興部会、本日の農地部会で審議し、その後、運営委員会

事務局徳光

と総会で最終案として諮りたいと考えております。新体制については、委員さんの3年の任期中、このようなサイクルで会議等を行うもので、内容としては臨時総会、地区協議会と通常総会、運営委員会と広報委員会という形で進めていきたいと考えております。臨時総会については、人事案件の決定、6地区協議会の委員所属体制、運営委員の決定、暫定事項の決定を行うものです。総会は運営委員と会長と会長職務代理者で進行していただきたいと思いますが、農業委員と各6ブロックの地区協議会の座長と副座長の合計36名となります。内容については業務報告を行い、新年度の事業計画の決定、最適化の指針、新しい農業委員会体制の要綱等の決定、農地部会や農業振興部会の規則の改廃等です。毎月やっていただく会議は、地区協議会と農地部会は部会制をとらないので通常総会となります。地区協議会は6地区協議会体制を残して各地区の推進員と農業委員4名でほしい10名から14名となります。地区協議会の中での農業委員の割り振りはわからないので、地域の実情を把握し、選出された推進員に座長と副座長を担ってもらふこととなります。地区協議会終了後、通常総会という形で議決権を持つ農業委員に出席していただき、議案の補足説明をしてもらうため座長さんにも出席していただく形になります。最後に運営委員ですが、今の体制は会長と会長職務代理者と各部会長と部会長職務代理者という形ですが、今度は新しい会長と会長職務代理者と広報委員長と役職につかなかった3人の運営委員の合計6名で運営委員会を開いてもらいます。広報委員会は、農業委員会だより等の情報活動の受発信として重要です。広報委員長と各地区協議会から1名選出し合計7名で主には農業委員会だよりの発行を行います。その他、親睦会については今後のやり方についてまとめさせていただいております。今日は提案ですが、今後の新体制の運営については意見をまとめて総会に諮りたいと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

木原部会長

ただいま事務局から議案説明がありましたが、各委員さんから何か意見等があればお願いします。

【意見なし】

木原部会長

特に意見がないようですので、ただいま審議しました議案第57号の新体制の農業委員会の運営について（案）について承認を行います。

承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【委員（挙手）】

木原部会長	挙手多数と認め、議案第57号については、4月26日実施の第1回山口市農業委員会総会に諮ります。
木原部会長	以上で本日の議案はすべて終わりました。 次に、報告事項に入ります。 事務局から報告をお願いします。
事務局開地	本日お配りしております報告第1号の農地法関係各種届出および通知の一覧表をご覧ください。 1月分の受付状況は記載のとおりです。 また、報告第2号の意見聴取事案については、別紙のとおりです。 報告については以上です。
木原部会長	ただいまの報告について、各委員さんから何か御質問がありましたらお願いします。 【意見なし】
木原部会長	それでは、報告事項を終わります。以上で本日の農地部会を終了いたします。慎重な御審議ありがとうございました。 それでは、その他の事項ですが、委員さん又は事務局から何かありますか。
山根副参事	事務局の方から一点ほど訂正をさせてください。先ほどの新体制後の運営について決定ということですが、事務局の方では本日の会議で固めるという想定ではなく、これから各地区協議会や色々話し合う場もございます。法的部会については変更できませんが、委員の地区協議会等はいろいろな意見などありましたら柔軟に対応していきたいと考えますのでご了承を得たいと思います。
木原部会長	事務局の説明について各委員さんから何か意見等があればお願いします。 【なし】
木原部会長	ないようでしたら、以上で本日の日程を終了します。お疲れ様でした。

以上、平成２９年度第１１回山口市農業委員会農地部会議事録である。

平成３０年２月２１日

山口市農業委員会 会長 安田 敏男

この議事録は正当であって決議事項に相違ないことを認める。

部 会 長	印
-------	---

署名委員	印
------	---

署名委員	印
------	---

記 録 者	印
-------	---